○ 財務省令第四号

預 金 保 険 法 (昭 和 四 十六年法律第三十四号) 第三十六条第二 項 及び 預 貯 金 者 \mathcal{O} 意思に基づく個 人 番号 \bigcirc 利

用 に ょ る 預 貯 金 \Box 座 \mathcal{O} 管 理 等 に 関 す る 法 律 (令 和 \equiv 年 法 律 :第三十. 九 号) 第十 六 条 \mathcal{O} 規 定に 基 づ き、 預 貯 金 者

 \mathcal{O} 意 思に 基 づ Ś 個 人番 号 \mathcal{O} 利 用 に による 預 貯 金 \Box 座 の管理等に関する法律第四 章 に 規定する預 金保 険 機 構 \mathcal{O} 業

令和三年五月十九日

務

 \mathcal{O}

特

例

等

に

· 関

す

る命が

令を次

 \mathcal{O}

ように定める。

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

預 貯 金者 \mathcal{O} 意思 に 基づく 個 人 番 号の 利 用 に よる預貯 金 П 座 \mathcal{O} 管理等に関 ける法語 律第 兀 章 に 規 定す る預

金 保 険 機 構 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 特 例 等 12 関 す る 命 令

(業務の特例に係る業務方法書の記載事項)

第 条 預 金保 険 機構 (次条に お , \ て 機 構 とい う。 が 預貯金者 の意思に基づく個 人番号の利用 による

預 貯 金 口座の管理等に関する法律 (以下「法」という。) 第十条各号に掲げる業務を行う場合には、 預 金

保 険 法第三十六 条第二 項に規定する内閣 府令・ 財 務省令で定 め る事項 は、 預 金保 険法施行 .規則 昭昭 和 四十

六 年 大蔵. 省令第二十八号) 第 一条 の二各号に掲 げ る事 項 \mathcal{O} ほ か、 次 に 掲 げげ る 事 項 とする。

法 第 五. 条第三 項 \mathcal{O} 規定 に による通. 知そ \mathcal{O} 他法 第二章 \mathcal{O} 規定 による業務に関 する 事 項

法第七条第三項 の規定による通 知その 他法 第三章 \mathcal{O} 規定による業務に関する事 項

三 その他法第十条各号に掲げる業務の方法に関する事項

(借入金の認可の申請)

第二条 機 構 は、 法第· + 应 条の規定による法第二条第一項に規定する金 融機関その他の者からの資金の借入

れ \mathcal{O} 認 可 を受けようとするときは、 預金保証 険法 施 行 規 則 第十六条第 項各号に掲げる事項及び借入先を記

載 L た 申 請 書 を 金融 庁 長官及び財務 大臣 に · 提出 L なけ れ ば なら ない。

附則

ک \mathcal{O} 命令は、 法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (令和三年五月十九日) から施行する。